

○ 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る沖縄県事務処理要領

制定 昭和48年土用第245号

改正 昭和60年8月15日

改正 平成11年6月1日付け土用第166号

改正 令和3年3月29日付け土用第434号

改正 令和5年1月16日付け土用第419号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に規定する都市計画区域内の土地の先買いに係る事務処理を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(要領の遵守)

第2条 地方公共団体等（法律第2条2号の地方公共団体等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の長は、この要領を遵守して法第2章に係る事務の円滑かつ適切な運用に努めるものとする。

第2章 届出等に係る事務

(法第4条第1号に掲げる土地の区域等を示す図面の整備)

第3条 法第4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる土地の区域等に係る決定若しくは指定又は変更をした者は、すみやかにその内容を示す2,500分の1以上の図面及び書類（以下「図面等」という。）を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 知事は、前項の図面等を受理したときは、当該図面等を整備し、その写しを町村長に送付するものとする。

3 町村長は、前項の規定により図面等の写しの送付を受けたときは、当該写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(法第4条第1項第3号等の指定)

第4条 知事は、法第4条第1項第3号及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第2条第1項第1号の指定をしようとするときは、それぞれ土地区画整理事業の施行者又は施行者となるべき者及び沖縄県教育委員会に協議するものとする。

2 知事は、前項の指定をしたときは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令、自治省令第1号。以下「規則」という。）第2条及び第3条の定めるところにより、公告するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の指定に準用する。

(用地取得計画の作成等)

第5条 地方公共団体等（沖縄県（以下「県」という。）にあつては関係部局）は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、用地取得計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次の各号に掲げる事項を記載した第1号様式によるものとする。

(1) 法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、法第9条第1項各号に規定する事業又はその代替地の用に供するため、法第6条の手続による買取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては、所在地域）及び用途並びに当該事業の施行者（施行者が未定の場合においては、施行予定者）、及び施行年度。

(2) その他参考となるべき事項

3 前2項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更したときに準用する。

(届出書等の用紙の備付け)

第6条 町村長は、土地有償譲渡届出書（第2号様式）及び土地買取希望申出書（第3号様式）（以下「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

(届出書等に添付すべき図面)

第7条 届出書等の正本及び写しに添付すべき図面は、次の各号に掲げる事項による届出等（法第6条第1項に規定する届出等をいう。以下同じ。）に係る土地の位置及び形状を明らかにしたおおよそ500分の1の見取図とする。

(1) 方位

(2) 届出等に係る土地の所在、地盤及び境界

(3) 届出等に係る土地の周辺の道路、公園、河川その他公共施設及び公用施設

(受理書の交付等)

第8条 町村長は、届出等を受理したときは、当該届出等をした者に受理書（第4号様式）を交付するとともに、文書処理台帳（第5号様式）に受理年月日、登録番号等所要の事項を記入して登録するものとする。ただし、当該届出等が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出で法第4条第3項の規定により法に基づく届出と見なされるもの（以下「国土法の届出」という。）であるときの受理書の交付は、国土法の手続きによって行うものとする。

(届出等に係る書類の送付等)

第9条 町村長は、届出等を受理したときは、届出書等の正本及びそれに添付された図面をできる限り当該届出等のあった日又はその翌日に知事に送付するものとする。なお、その町村に当該届出等に係る土地の買取りについての意見があるときは、当該正本の送付とは別に知事に申し出るものとする。

2 知事は、前項の規定により届出書等の正本及びそれに添付された図面の送付を受けたとき又

は国土法の届出に係る届出書の副本（以下、「国土法の届出書」という。）の送付を受けたときは、前条の規定に準じて、文書処理台帳を作成するものとする。

（届出書等の内容の通知）

第10条 町村長は、届出等を受理したときは、ただちにその内容を当該町村長の統括する町村の設立又は出資に係る土地開発公社及び地方住宅供給公社に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定により届出書等の正本及びそれに添付された図面の送付を受けたとき又は国土法の届出書の送付を受けたときは、ただちにその内容を県の関係部局に連絡するとともに、沖縄県土地開発公社及び沖縄県住宅供給公社並びに届出等のあった土地を所管区域とする県土木事務所に通知するものとする。

3 前2項の通知は、用地取得計画に照らし、当該届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等については、なすことを要しないものとする。

4 第1項及び第2項の通知は、次の各号の1に該当する場合等、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合については、これを行わないとすることができる。

(1) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡

(2) 譲渡担保及び代物弁済の予約

(3) 現物出資

(4) 親会社・子会社相互間の譲渡

5 知事は、地方公共団体等について、第1項及び第2項の通知がされないときは、土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を直ちに当該届出をした者に通知するものとする。

6 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出があった日から起算して1週間以内に行うよう努めるものとする。

（届出等に係る土地の買取り希望の申出）

第11条 地方公共団体等（県にあっては関係部局）は、届出等の内容を知ったときは、速やかに（3日以内に）当該届出等に係る土地についての買取り希望の有無を知事に申し出るものとする。

2 知事は、前項に規定する買取り希望の有無の申出を回答期限までに行わない地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等における買取りの希望がないものとみなす。

（買取り協議を行う地方公共団体等の決定等）

第12条 知事は、前条の申出及び用地取得計画を勘案して、法第6条第1項の買取り協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等をした者及び当該地方公共団体等に当該届出等があった日から起算して3週間以内に通知するものとする。

2 知事は、前条の申出に基づき、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出等が国土法の届出であるときは、国土法第27条の4第3項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではな

いことを付記するものとする。

- 3 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の通知をしたときは、その旨当該届出等を受理した市町村長に連絡するものとする。
- 5 第1項の通知は、第6号様式(イ)及び(ロ)の通知書により、第2項の通知は、第7号様式の通知書により行うものとする。

(届出書等の保管)

第13条 町村長及び知事は、届出書等及びそれに添付された図面を少なくとも法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を経過する日まで保管するものとする。

第3章 買取り協議等

(買取りの協議)

第14条 第12条第1項の通知をうけた地方公共団体等は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。

なお、国土法第27条の4第3項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを明示するものとする。

- 2 知事は、国土法第27条の5第1項又は第27条の8第1項の規定に基づく勧告がされるときは、あらかじめその内容を第12条第1項の通知をした地方公共団体等に通知するものとする。この場合地方公共団体等は、直ちに協議の状況を知事に報告するものとする。

(買取り協議の結果の報告)

第15条 地方公共団体等は、前条第1項の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、遅滞なくその旨知事に報告するものとする。

(先買いに係る土地の管理)

第16条 地方公共団体等は、法第6条の手続きにより届出等に係る土地を買取ったときは、法第4条第1項の届出に係る土地、国土法の届出に係る土地、法第5条第1項の申出に係る土地の別を明らかにした用地台帳を作成し、法第9条の定めるところにより、管理するものとする。

- 2 前項の用地台帳は、第8号様式によるものとする。

(買取りの証明書の発行)

第17条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を法第6条第1項の協議に基づいて買取ったときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条第1項第7号又は第22条の6第1項第7号で定める証明書を発行するものとする。

第4章 補 則

(法第2章の所管部局)

第18条 法第2章及びこの要領に規定する知事の事務は、土木建築部用地課において処理するものとする。

- 2 町村長は、規則第6条及びこの要領に規定する町村長の事務を処理すべき部局を定め又は変更したときは、知事に通知するものとする。
- 3 地方公共団体等は、法第2章及びこの要領に規定する地方公共団体等の事務を処理すべき部局を定め、又は変更したときは、知事に通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年8月15日から施行し、8月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年6月15日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に届出がなされているものについては、従前によることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に届出がなされているものについては、従前によることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に届出がなされているものについては、従前によることができるものとする。